



熊本県公報

第12708号

平成30年3月27日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 3
- 熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5項の知事が
別に定める事項の一部改正…………… (県政情報文書課) 3
- 熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項…………… (薬務衛生課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 8
- 道路の供用開始…………… (") 8
- 道路の区域変更…………… (") 9

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 9
- 公共測量の終了…………… (監理課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 11

登 載 依 頼

- 宝石さんごの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 11
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通規制課) 12
- 熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程…………… (企業局工務課) 13
- 文化財の指定…………… (文化課) 14

告 示

熊本県告示第265号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

岩谷2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱31号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱31号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	上天草市	大矢野町登立字馬込	4 3 9 5
2	"	"	4 3 9 7
3	"	"	4 4 1 4
4	"	"	4 4 1 2 - 1
5	"	大矢野町登立字柴尾	4 8 8 5 - 1
6	"	"	4 8 8 1 - 1
7	"	"	4 8 8 1 - 1
8	"	"	4 8 6 8
9	"	"	4 8 6 1 - 1
1 0	"	"	4 8 5 9
1 1	"	大矢野町登立字御座ノ上	4 7 1 8
1 2	"	"	4 7 2 0 - 1
1 3	"	"	4 7 2 3

14	上天草市	大矢野町登立字柴尾道	4637
15	〃	〃	4633-2
16	〃	〃	4628
17	〃	〃	4603
18	〃	〃	4603
19	〃	〃	4585
20	〃	大矢野町登立字僧都	4590-1
21	〃	〃	4562-3
22	〃	〃	4565
23	〃	〃	4566
24	〃	〃	4567
25	〃	〃	4568
26	〃	〃	4557-2
27	〃	〃	4555地先道路敷
28	〃	〃	4533
29	〃	〃	4530-3
30	〃	〃	4530-1
31	〃	大矢野町登立字馬込	4415

熊本県告示第266号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
スタジオG I F T 光の森 菊池郡菊陽町光 の森5丁目9- 21	一般社団法人志誠会 熊本市中央区保田窪 1丁目5番10-1 103 河野 真介	平成30年3 月26日	4352200291	指定児童発 達支援

熊本県告示第267号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサ ービス えんぱ わー 上益城郡甲佐町 有安275	N P O 法人子育て談 話室 上益城郡御船町大字 滝尾6257番地2 7 柴田 恒美	平成30年3 月19日	4351400181	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第268号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ハーモニー 菊池郡菊陽町津久礼120番地2	合同会社ハッピーライ ト 上益城郡嘉島町上島 2181-13 松村 幸奈	平成30年3月19日	4352200283	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第269号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
七色のこどもたち 合志市栄379 2-146	株式会社サンテル 合志市栄3792番 地112 内田 有子	平成30年3月20日	4352900296	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第270号

平成25年4月5日熊本県告示第447号（熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

12の次に次のように加える。

- 13 天下一家の会（第一相互経済研究所及び関係法人）に関する事項

熊本県告示第271号

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項
熊本県薬局機能情報提供制度実施要項（平成20年熊本県告示第26号）の一部を次のように改正する。

別記様式1を次のように改める。

別記様式1

薬局機能情報報告書



年 月 日

熊本県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒 - TEL

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり薬局機能情報について報告します。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 2 条の規定により、下記のとおり取扱処方箋数の届出をします。

記

第 1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本情報

報告区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 定期報告（年 1 回）
許可番号及び年月日	第	号 年 月 日
薬局の名称		
ふりがな		
ローマ字表記		
薬局開設者		
ふりがな		
薬局の管理者		
ふりがな		
薬局の所在地	〒 ー	
ふりがな		
英語表記		

電話番号	ー	ー
ファクシミリ番号	ー	ー
電話対応できない時間帯		
営業日・開店時間 (営業日に√を付ける。)	営業日	開 店 時 間
	<input type="checkbox"/> 月曜日	
	<input type="checkbox"/> 火曜日	
	<input type="checkbox"/> 水曜日	
	<input type="checkbox"/> 木曜日	
	<input type="checkbox"/> 金曜日	

	<input type="checkbox"/> 土曜日	
	<input type="checkbox"/> 日曜日	
祝祭日の営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
盆休みの営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
年末年始の営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
その他特別な休業日		
開店時間外の対応 (夜間・休日等)		
開店時間外で相談できる 時間		

2 薬局へのアクセス

薬局までの主な利用交通手段		
薬局の駐車場	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	台数	台
	有料・無料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料
	その他	
ホームページ	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	有料・無料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料
	アドレス (URL)	
電子メール	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	アドレス	

3 薬局サービス等

健康サポート薬局である旨の表示	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
相談に対する対応の可否		
健康相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
禁煙相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
誤飲・誤食による中毒相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
その他の相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	(内容)	
薬剤師不在時間の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
対応することができる外国語の種類		
英語	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否

(対応可能レベル)	<input type="checkbox"/> 日常会話 <input type="checkbox"/> 母国語
韓国語	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
(対応可能レベル)	<input type="checkbox"/> 日常会話 <input type="checkbox"/> 母国語
その他対応可能な外国語	
外国語に対応できない曜日と時間	
外国語対応の事前連絡	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
障害者に対する配慮	
聴覚障害者への対応 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 図面表示
	<input type="checkbox"/> 文書又は筆談での服薬指導
	<input type="checkbox"/> 手話通訳での服薬指導
視覚障害者への対応 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 薬袋・薬剤への点字表示 (シール等)
	<input type="checkbox"/> 服薬指導に用いる文書の点字による作成
	<input type="checkbox"/> 音声案内
障害者に対応できない曜日と時間	
障害者対応の事前連絡	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
車椅子の利用者に対する配慮 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 手すり
	<input type="checkbox"/> 身体障害者用トイレ
	<input type="checkbox"/> 車椅子利用者駐車場
	<input type="checkbox"/> 点状ブロック <input type="checkbox"/> 昇降機
	<input type="checkbox"/> バリアフリー対応
受動喫煙を防止するための措置	<input type="checkbox"/> 全面禁煙 <input type="checkbox"/> 喫煙所設置 <input type="checkbox"/> 未実施

4 費用負担

医療保険及び公費負担等の取扱い (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 健康保険法に基づく保険薬局としての指定 <input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく指定 <input type="checkbox"/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 <input type="checkbox"/> 母子保健法に基づく指定 <input type="checkbox"/> 児童福祉法に基づく指定 <input type="checkbox"/> 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定 <input type="checkbox"/> 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<input type="checkbox"/> 戦傷病者特別援護法に基づく指定 <input type="checkbox"/> 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
クレジットカードによる料金の支払	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
取扱いカードの種類	

第 2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

認定薬剤師の種類及び人数	
研修認定薬剤師（日本薬剤師研修センター）	人
禁煙指導薬剤師（公益社団法人熊本県薬剤師会）	人
漢方薬・生薬認定薬剤師（日本薬剤師研修センター）	人
上記以外の種類及び人数	人
薬局の業務内容	
無菌製剤処理に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
他の薬局の無菌調剤室を利用している場合は、その薬局の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
一包化薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
麻薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
浸煎 ^{せん} 薬及び湯薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
薬局製剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
薬剤服用歴管理の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
薬剤情報を記載するための手帳（お薬手帳）の交付	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否

地域医療連携体制		
医療連携の有無	在宅医療	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	輪番制の参加	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
地域住民への啓発活動への参加	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

2 実績、結果等に関する事項

薬局の薬剤師数	人	
医療安全対策（医薬品使用に係る安全な管理のための責任者の配置）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
情報開示の体制	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
症例を検討するための会議等の開催	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

処方箋を応需した者（患者）の数 （延べ処方箋枚数）	人	
患者満足度の調査		
過去1年以内におけるアンケート調査の実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
アンケート調査結果の提供	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

第3 取扱処方箋数（非公表）

前年における総取扱処方箋数	枚	
前年において業務を行った期間（対象期間）及び日数	年 月 日～	年 月 日
	日	
対象期間の一日平均取扱処方箋数	枚/日	
薬局の薬剤師数	常勤	人
	非常勤	人

附 則
この要項は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	人吉市合ノ原町字峰崎 580番1地先から 同所 580番4地先まで	47.5	やさ道 (交I地)

2 供用を開始する期日 平成30年3月27日

熊本県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡山都町北中島字水ノ田尾 2575番5地先から 同所 2564番2地先まで	216.4	活力基盤 改築
一般国道	445号	上益城郡山都町北中島字萩ノ尾又 2309番地先から 上益城郡山都町北中島字水ノ田尾 2578番1の1地先まで	180.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成30年3月27日

熊本県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字小坂字上船橋	前	0 ～ 0	0	国道445号の旧道に移管に伴う起点の変更
		3番3地先から 上益城郡御船町大字滝川字川添 776番1地先まで	後	6.6 ～ 20.5	590.2	

2 区域を変更する期日 平成30年3月27日

公 告

熊本県公告第177号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	有馬 正法	八代市上日置町4240番地1
理事	谷崎 光義	八代市大村町760番地1
理事	萩本 厚生	八代市井揚町3050番地
理事	田崎 光則	八代市郡築三番町136番地2
理事	園田 弘行	八代市郡築十一番町133番地2
理事	松本 隆	八代市昭和日進町260番地
理事	西本 敏明	八代市川田町西1348番地
理事	松浦 進一	八代市千丁町吉王丸359番地1
理事	岩井 種實	八代市千丁町古閑出1573番地
理事	前田 久男	八代市鏡町芝口232番地
理事	稲津 秀憲	八代市鏡町内田172番地
理事	小林 武	八代市鏡町貝洲1074番地
理事	満永 芳雄	八代市鏡町北新地315番地
理事	前田 初男	八代市鏡町下村755番地
監事	宮下 政治	八代市郡築一番町313番地2
監事	岩村 和明	八代市昭和同仁町398番地
監事	宮田 学	八代市千丁町新牟田135番地
監事	田副 秀行	八代市鏡町両出165番地4
就任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	澤田 彰	八代市日置町408番地
理事	入江 健二	八代市古閑浜町3075番地
理事	江副 孝	八代市永碓町1218番地
理事	黒田 仁志	八代市郡築二番町80番地2
理事	稲田 寿雄	八代市郡築十番町133番地
理事	田中 英一	八代市昭和日進町257番地
理事	深田 一広	八代市川田町東1015番地

理事	堀口 博幸	八代市千丁町新傘田963番地1
理事	村島 紳一	八代市千丁町古閑出1078番地2
理事	山田 克也	八代市鏡町鏡978番地
理事	池田 敏光	八代市鏡町鏡村106番地2
理事	田副 秀行	八代市鏡町両出165番地4
理事	山崎 義行	八代市鏡町北新地1094番地
理事	積本 直	八代市鏡町下村377番地2
監事	宮下 政治	八代市郡築一番町313番地2
監事	畑中 秀昭	八代市昭和明徴町832番地
監事	奥村 敬介	八代市千丁町太傘田2004番地
監事	松尾 弘信	八代市鏡町塩浜392番地

熊本県公告第178号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（地図修正作業）	平成29年10月10日から 平成30年 3月 8日まで	熊本市中央区（平成一丁目の一部、平成二丁目の一部、平成三丁目の一部、萩原町の一部）、熊本市南区（平成一丁目、平成二丁目、平田二丁目の一部、江越一丁目、江越二丁目、十禅寺三丁目の一部、馬渡一丁目、馬渡二丁目、出仲間一丁目の一部、田迎一丁目の一部、田迎二丁目の一部）

熊本県公告第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字水口3319番、同3320番5、同3321番、同3322番2、同3325番6及び里道の一部
8,084.97平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
八代市豊原下町4134番地の1
株式会社豊田工業所

熊本県公告第180号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人元白旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1938番1
株式会社まきの農園	上益城郡甲佐町府領	上益城郡甲佐町大字田口字免ノ上3871番1ほか2筆

農事組合法人ファーム吉田	上益城郡甲佐町吉田	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第三436番1ほか7筆
野口 清吾	上益城郡甲佐町早川	上益城郡甲佐町大字早川字向鶴1198番1ほか3筆
園田 公平	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字永田1382番ほか7筆
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫2215番
永井 清香	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字平良925番ほか1筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字狐口2708番ほか9筆
池田 洋	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字原ノ田1971番1ほか1筆

2 認可年月日
平成30年3月20日

熊本県公告第181号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社上田園芸	熊本市東区平山町	熊本市東区平山町2668番ほか12筆

2 認可年月日
平成30年3月20日

熊本県公告第182号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市片諏訪字長割329番ほか5筆
農事組合法人ドリムファームとよみず	玉名市宮原	玉名市川島字後田642番ほか4筆
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊永2206番1ほか1筆
農事組合法人アグリつぶくろ	山鹿市鹿本町津袋	山鹿市鹿本町高橋字前田562番
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字永富2064番

2 認可年月日
平成30年3月20日

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第173号

宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。以下「宝石さんご」

という。)の資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

平成30年3月27日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第43条の2(さんご類の採取制限)に規定する海域を除く。

2 指示の有効期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで。

熊本県公安委員会規則第5号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3 主要地方道大津植木線の項の次に次のように加える。

主要地方道 小川嘉島線	熊本市南区城南町塚原365番 地先から 熊本市南区城南町鰐瀬2078番1地先まで
----------------	---------------------------------------------

別表第1の3 主要地方道熊本菊鹿線の項の次に次のように加える。

主要地方道 宇土甲佐線	熊本市南区城南町阿高157番2地先から 熊本市南区城南町塚原339番1地先まで
----------------	--------------------------------------------

別表第1の3 主要地方道熊本大津線の項の次に次のように加える。

主要地方道 熊本大津線	菊池郡大津町大字杉水字下岩迫1101番3地先から 菊池郡大津町大字杉水字沖谷681番3地先まで
----------------	----------------------------------------------------

別表第1の3 市道蓮台寺1丁目第1号線の項の次に次のように加える。

市道 舞原中央線	熊本市南区城南町舞原500番1地先から 熊本市南区城南町舞原451番6地先まで
-------------	--------------------------------------------

市道 近見町第11 7号線	熊本市南区近見8丁目1226番6地先から 熊本市南区近見7丁目1567番4地先まで
---------------------	----------------------------------------------

市道 御領2丁目 御領6丁目 第1号線	熊本市東区御領6丁目337番1地先から 熊本市東区御領6丁目180番3地先まで
------------------------------	--------------------------------------------

市道 御領6丁目 第1号線	熊本市東区御領6丁目142番2地先から 熊本市東区御領6丁目172番1地先まで
---------------------	--------------------------------------------

別表第1の3 市道大琳寺木庭橋線の項の次に次のように加える。

市道 小野崎森北 線	菊池市七城町小野崎953番1地先から 菊池市七城町蘇崎1046番5地先まで
------------------	------------------------------------------

市道 工業団地2 号線	菊池市七城町蘇崎1046番5地先から 菊池市七城町蘇崎1471番8地先まで
-------------------	------------------------------------------

附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程の制定について
熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年 3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県企業局無線管理規程（昭和56年熊本県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「簡易無線局」を「5GHz帯無線アクセスシステム（基地局、陸上移動局）」に改める。

別表（第2条、第3条、第5条関係）中

移動局	〃	けんでん くまもと1	(移動範囲) 熊本県内 (常置場所) 熊本県熊本市中央区水前寺 6丁目18番1号 発電総合管理所内	〃
-----	---	---------------	------------------------------------------------------------	---

を

移動局	〃	けんでん くまもと1	(移動範囲) 熊本県内 (常置場所) 熊本県熊本市中央区水前寺 6丁目48番40号 発電総合管理所内	〃
-----	---	---------------	-------------------------------------------------------------	---

に、

固定局	防災行 政用	ぼうさい とろろダム	(送受信所) 熊本県天草郡苓北町都呂々 字光り岩 4546-2 都呂々ダム管理事務所構内	都呂々ダム 管理事務所 長
-----	-----------	---------------	----------------------------------------------------	---------------------

を

固定局	防災行 政用	すいぼう とろろダム	(送受信所) 熊本県天草郡苓北町都呂々 字光り岩 4546-2 都呂々ダム管理事務所構内	都呂々ダム 管理事務所 長
-----	-----------	---------------	----------------------------------------------------	---------------------

に、

簡易 無線局	簡易 業務用	とろろ じょうほう 1	〃	〃
〃	〃	とろろ じょうほう 2	〃	〃
〃	〃	とろろ じょうほう 3	〃	〃
〃	〃	とろろ じょうほう 4	〃	〃

を

5GHz 帯無線 アクセ スシス	簡易 業務用		熊本県天草郡苓北町	〃
---------------------------	-----------	--	-----------	---

テム (基地局)				
5GHz 帯無線 アクセス システム (陸上 移動局)	〃		〃	〃

に改める。

別表(第2条、第3条、第5条関係)中

〃	〃	けんでん くまもと14	〃	〃
〃	〃	けんでん くまもと15	〃	〃
〃	〃	けんでん くまもと16	〃	〃

基地局	水道 事業用	ありあけ こうすい	(送受信所) 熊本県玉名市石貫744番地 有明工業用水道管理事務所内	有明工業用 水道管理事 務所長
移動局	〃	ありあけ こうすい1	(移動範囲) 玉名市・荒尾市・大牟田市 及びその周辺 (常置場所) 熊本県玉名市石貫744番地 有明工業用水道管理事務所内	〃
〃	〃	ありあけ こうすい2	〃	〃

を削除する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会告示第8号

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により、次の(1)から(3)の文化財を熊本県指定重要文化財に指定し、同条例第27条第1項の規定により、(4)の文化財を熊本県指定重要無形民俗文化財に指定する。

平成30年3月27日

熊本県教育長 宮尾 千加子

(1)

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (建造物)	下里御大師堂 附厨子	1棟	熊本県球磨郡湯前町下里 2428番地	下里区

(2)

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (書跡)	千利休書状(二 月十四日)	1通	熊本県八代市西松江城町 12番35号 八代市立博物館未来の森ミ ュージアム	一般財団法人 松井文庫

(3)

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (古文書)	細川忠興・忠利 発給文書群	2,363点	熊本県熊本市中央区黒 髪二丁目39番1号 熊本大学附属図書館	公益財団法人 永青文庫

(4)

種 別	文化財の名称	員数	伝 承 地	保存団体
重要無形民俗 文化財	津森神宮お法使 祭	1 件	熊本県上益城郡益城町・菊 池郡菊陽町・阿蘇郡西原村	津森神宮「お 法使屋会」